

食品営業許可・届出制度が変わります！

令和3年6月1日に改正食品衛生法が施行され、これまでの「食品営業許可制度」が大幅に見直されます。また、許可対象以外のほとんどの食品事業者は「食品営業届出」が必要になります。

「許可」の対象となる業種が変更になります

○新たに対象となる業種

水産製品製造業	魚介類その他の動物又はその卵を主原料とする食品を製造する営業(アジの開き、明太子、かまぼこ等)
漬物製造業	漬物や漬物を主原料とする食品を製造する営業 漬物製造業者は、現在は届出の対象ですが、新たに許可申請が必要になります。
液卵製造業	鶏卵から卵殻を取り除いたものの製造をする営業
密封包装食品製造業	常温保存可能な密封包装食品を製造する営業
食品の小分け業	製造された食品を小分けし、包装する営業

○現在の食品営業許可業種の取扱い

- ・類似業種の統合・・・喫茶店営業は飲食店営業に統合など。
- ・取扱食品の拡大・・・そうざい半製品の製造にもそうざい製造業の許可が必要になります。
- ・届出対象に変更・・・乳類販売業、氷雪販売業、
食肉・魚介類を仕入れた包装品のまま販売する業態など。

許可対象以外のほとんどの食品事業者は「届出」が必要になります

- 食品の製造・加工(許可業種を除く)を行う営業者・・・山菜の塩蔵、海苔加工、カット野菜など
- 量り売りなど、包装されていない食品の販売業・・・コーヒー豆の量り売り、八百屋など
- 冷蔵又は冷凍など管理が必要な食品の販売業・・・弁当販売、冷凍食品の販売など
- ◆届出不要・・・容器包装入り常温保存可能食品のみ販売、運搬・保管のみ、漁業・農業の採取業

HACCPによる衛生管理が必要になります

- 許可及び届出が必要な食品等事業者はHACCPに沿った衛生管理をしなければなりません。
小規模な事業者等は、各食品事業者団体が作成した「手引書」に基づき、継続的に衛生管理を実施し、記録します。なお、「食品等事業者団体が作成した業種別手引書」は、厚生労働省ホームページにあります。
- 食品衛生責任者の設置
許可営業者及び届出を行った食品等事業者は、衛生管理を中心となって行う食品衛生責任者を設置してください。
食品衛生責任者となるためには、食品衛生責任者養成講習会の受講が必要です(栄養士や調理師などの資格がある方は責任者の資格があるものとみなされます)。

営業許可施設の基準が変更になります

○手洗いの水栓は、洗浄後の手指の再汚染が防止できる構造であることが求められています。

例：センサー式、レバー式の水栓

○冷蔵庫だけでなく、冷凍庫にも隔測式温度計の設置が義務付けられました。

経過措置について

○令和3年5月末までに許可を取ったもの

改正後にも許可業種である場合、許可期限満了時に保健所で手続きが必要。

改正後に届出業種に変更となる場合は、届出をしたとみなされます。

○新しく許可業種となるもの

令和6年5月末まで（3年間の経過措置）に保健所で手続きが必要。

○届出が必要となる業種

令和3年11月末まで（6か月間の経過措置）に保健所で手続きが必要。

届出の方法

厚生労働省の『食品衛生申請等システム』から届け出てください。

○厚生労働省のホームページに、操作マニュアル、ヘルプデスクの電話番号が記載されています。

https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/kenkou_iryuu/shokuhin/index.html

○インターネット環境が利用できない方は、紙での届出を受付けますので、山形市保健所にご相談ください。

○届出は無料です。

問い合わせ先

山形市保健所 生活衛生課

023-616-7280